

評価実施要項（案）

**国立大学法人及び大学共同利用機関法人における
教育研究の状況についての評価**

**独立行政法人
大学評価・学位授与機構**

はじめに

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標期間における業務の実績について、文部科学省の国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）の評価を受けることになっています。（国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第34条1項）

法人評価委員会は、この評価を行うに当たって、教育研究の状況についての評価の実施を独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に対して要請し、その評価結果を尊重することになっています。（同法第34条第2項）

機構は、法人評価委員会からの要請を受け、各国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価（以下「教育研究評価」という。）を実施して、その結果を法人評価委員会に提供するとともに、社会に公表します。（独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第2項）

機構が実施する教育研究評価は、教育研究の特性や国立大学法人等の運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。さらに、評価に関する一連の過程を通じて、国立大学法人等の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていきます。

法人評価委員会は、評価結果を次期中期目標・中期計画の内容や、それに基づく運営費交付金等の算定に反映させる観点から、5年度目に評価を行います。従って、機構は、平成20年度に教育研究評価を実施します。なお、中期目標期間終了後に行う確定作業の方法については、法人評価委員会が、本中期目標期間中に別途定めます。

機構の実施する教育研究評価は、国立大学法人等の自己評価を経て作成される「教育研究評価に係る実績報告書」に基づき実施されます。各国立大学法人等には、「実績報告書作成要領」が配布されています。この実施要項は、機構が実施する教育研究評価について、その基本方針、基本的な内容、手順等を説明したものです。なお、本要項は、機構の評価担当者が用いるものですが、評価の透明性を確保する観点から、機構のウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp>）に掲載しています。

目次

はじめに	i
第1部 教育研究評価の基本方針	1
I 中期目標期間評価と機構への要請事項	1
II 基本方針	2
III 内容	2
IV スケジュール	3
V 評価結果とその公表	4
VI 情報公開	4
第2部 教育研究評価の実施体制、プロセス、方法	5
第1章 実施体制	5
1 委員会等の編成	6
2 評価者の選考	7
3 評価者・実績報告書作成担当者に対する研修	7
第2章 評価のプロセス	8
1 研究業績水準判定のプロセス	8
2 学部・研究科等の現況分析のプロセス	8
3 中期目標の達成状況評価のプロセス	10
4 国立大学教育研究評価委員会の評価のプロセス	10
第3章 評価の方法	11
第1節 学部・研究科等現況分析部会の作業	11
I 教育の現況分析の方法	11
1 書面調査	11
2 現況分析結果（原案）の作成	13
II 研究の現況分析の方法	14
1 書面調査	14
2 現況分析結果（原案）の作成	18
第2節 中期目標達成状況判定会議の作業	19
1 書面調査	20
2 訪問調査	24
3 評価結果（原案）の作成	26
第3節 国立大学教育研究評価委員会の作業	27
別紙 評価報告書のイメージ	28
参考資料 教育研究評価に係る実績報告書イメージ	32

第1部 教育研究評価の基本方針

I 中期目標期間評価と機構への要請事項

(1) 文部科学省国立大学法人評価委員会が実施する評価

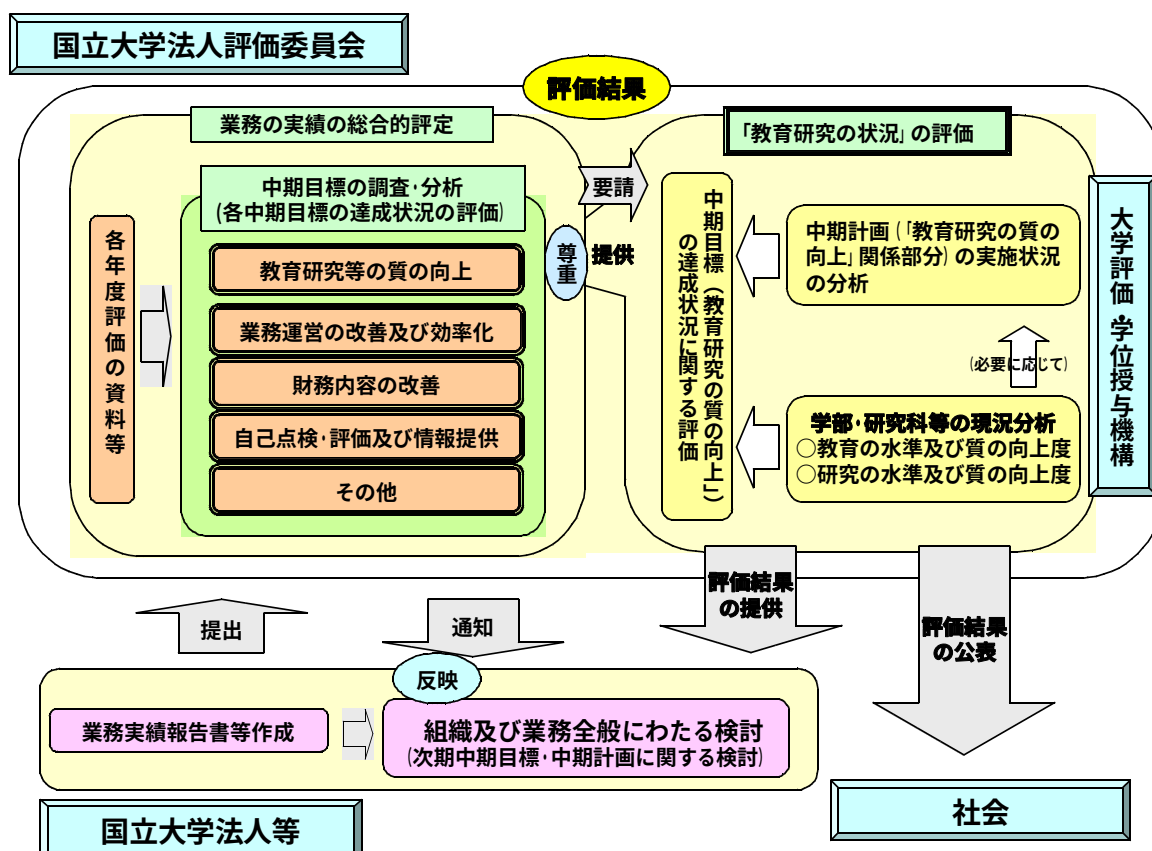
国立大学法人等は、国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第34条で定めるところにより、中期目標期間における業務の実績について、法人評価委員会の評価を受けることになっています。法人評価委員会は、当該中期目標期間における業務実績の全体について総合的な評定を行います。このうち、教育研究の状況については、機構に評価の実施を要請し、その評価結果を尊重することになっています。

(2) 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項

教育研究評価を行うに当たって、法人評価委員会から、機構に対して次の要請がされています。

- ① 機構が行う教育研究評価は、i) 中期目標の達成状況評価を実施する際に参照する、ii) 次期の中期目標・中期計画の検討に資する、iii) 社会への説明責任を果たす、などの観点から、法人評価委員会が各国立大学法人等ごとに定める教育研究組織（以下「学部・研究科等」という。）の現況分析（教育研究の水準と質の向上度）を参考に、「中期目標の達成状況」について行うこと
- ② 評価結果を次期の中期目標・中期計画の内容や、それに基づく運営費交付金等の算定に反映させる観点から、5年度目（平成20年度）に評価を行うこと

中期目標期間評価の全体像



Ⅱ 基本方針

前記の要請を受けて、機構は以下の基本方針に基づいて教育研究評価を実施します。

(1) 教育研究の質の向上と個性の伸長に資する

中長期的展望に立った教育研究を促す見地から、その継続的な質の向上と各国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を支援・促進する評価を行います。

(2) 評価の透明性・公正性を確保し、社会に対する説明責任を果たす

国立大学法人等の教育研究の状況を適切に評価するため、国立大学法人等の教員及び国立大学法人等の教育研究活動に関し、卓越した見識を有する方々によるピア・レビューを中心とした評価を行います。評価者に対しては、共通理解の下で評価が行えるように、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を行うことにより、評価の公正性を確保します。

機構には、社会と国立大学法人等の双方に開かれた組織であるとともに、常により良い大学評価システムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このため、評価方法、評価の実施体制等について公表します。また、透明性を確保するために、評価結果を確定する前に、当該国立大学法人等から意見の申立てを受ける機会を設けております。

評価結果は、広く社会に公表して、社会に対する説明責任を果たします。さらに、機構が保有する評価に関する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等により提供します。

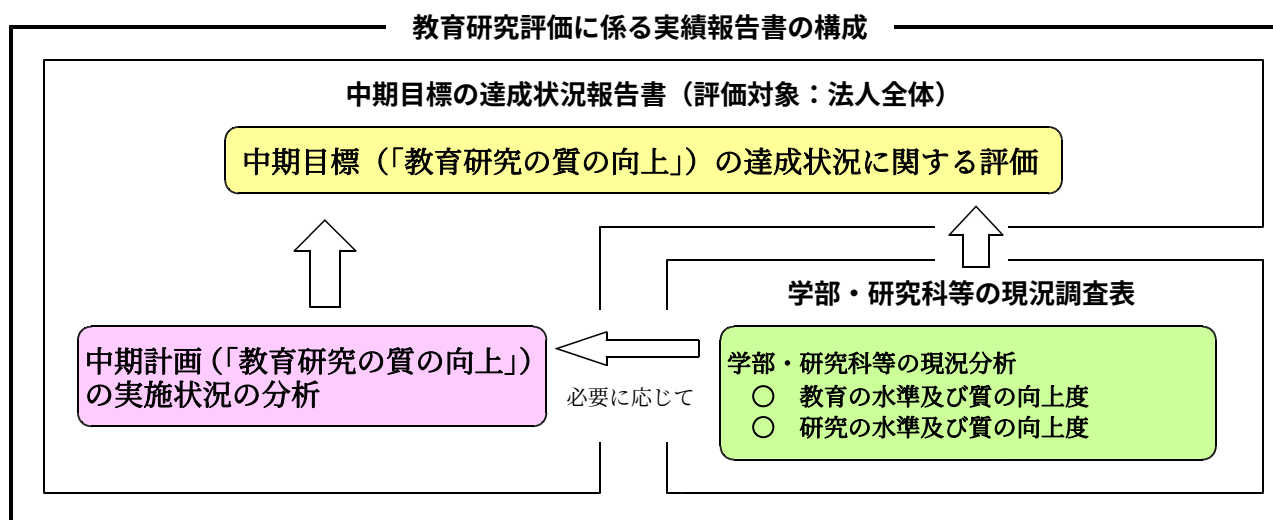
(3) 各法人の自己評価に基づく

教育研究評価は、教育研究の質の向上と国立大学法人等の個性化に向けた主体的な取組を、支援・促進するためのものです。これを実効あるものとするためには、国立大学法人等が自ら厳正に自己評価を行うことが前提となります。

機構は、国立大学法人等の行う自己評価を経て作成される実績報告書を分析し、評価します。

Ⅲ 内容

中期目標の達成状況の評価は、法人を構成している学部・研究科等の現況分析結果（教育・研究の水準及び質の向上度）を踏まえて、実施することになります。なお、評価の際に分析する「教育研究評価に係る実績報告書」（以下「実績報告書」という。）は、「中期目標の達成状況報告書」及び「学部・研究科等の現況調査表」から構成されています。（32～37頁参照）



(1) 学部・研究科等の現況分析

学部・研究科等の現況は、教育の水準及び質の向上度、研究の水準及び質の向上度を分析することにより把握します。

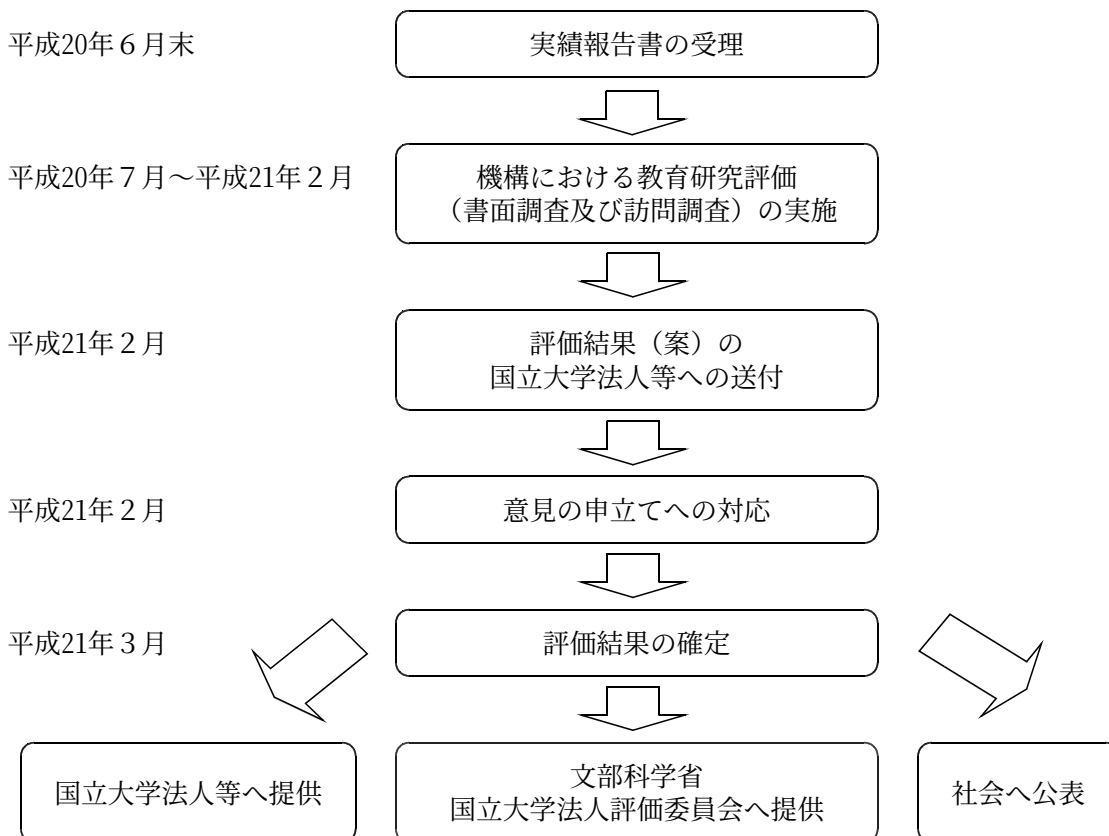
「教育・研究の水準」は、学部・研究科等における教育・研究活動及びその成果について、評価時点における状況を示すもので、学部・研究科等の教育あるいは研究の目的に照らして行います。

「質の向上度」は、法人化時点と評価時点の水準を比較・分析して導かれるものですが、今回の評価に当たっては、評価時点の水準に至るまでの教育・研究活動や成果の状況の改善、向上の内容を分析し、学部・研究科等の教育あるいは研究目的に照らして判断します。

(2) 中期目標の達成状況評価

「達成状況評価」は、国立大学法人等ごとに法人全体を対象に行います。中期目標の記載事項のうち、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」、あるいは「研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標」にそれぞれ掲げられている教育研究に関連する中期目標の項目及び中期計画の記載内容について評価します。その際、中期計画に掲げる取組が機能しているか、中期目標期間中に教育研究の質は向上したか、あるいは高い質が維持されているか、という点にも配慮し、学部・研究科等の現況分析結果も参照して、総合的に評価を行います。

IV スケジュール



V 評価結果とその公表

- (1) 評価結果は、評価報告書として、印刷物の配布及びウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp>）への掲載等により、広く社会に公表します。
- (2) 評価報告書は、各国立大学法人等ごとに作成し、当該国立大学法人等及び文部科学省の国立大学法人評価委員会に提供します。

VI 情報公開

機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）により、特定の個人を識別できるものや、国立大学法人等に関する情報で開示すると国立大学法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの等の不開示情報を除き、原則として公開します。

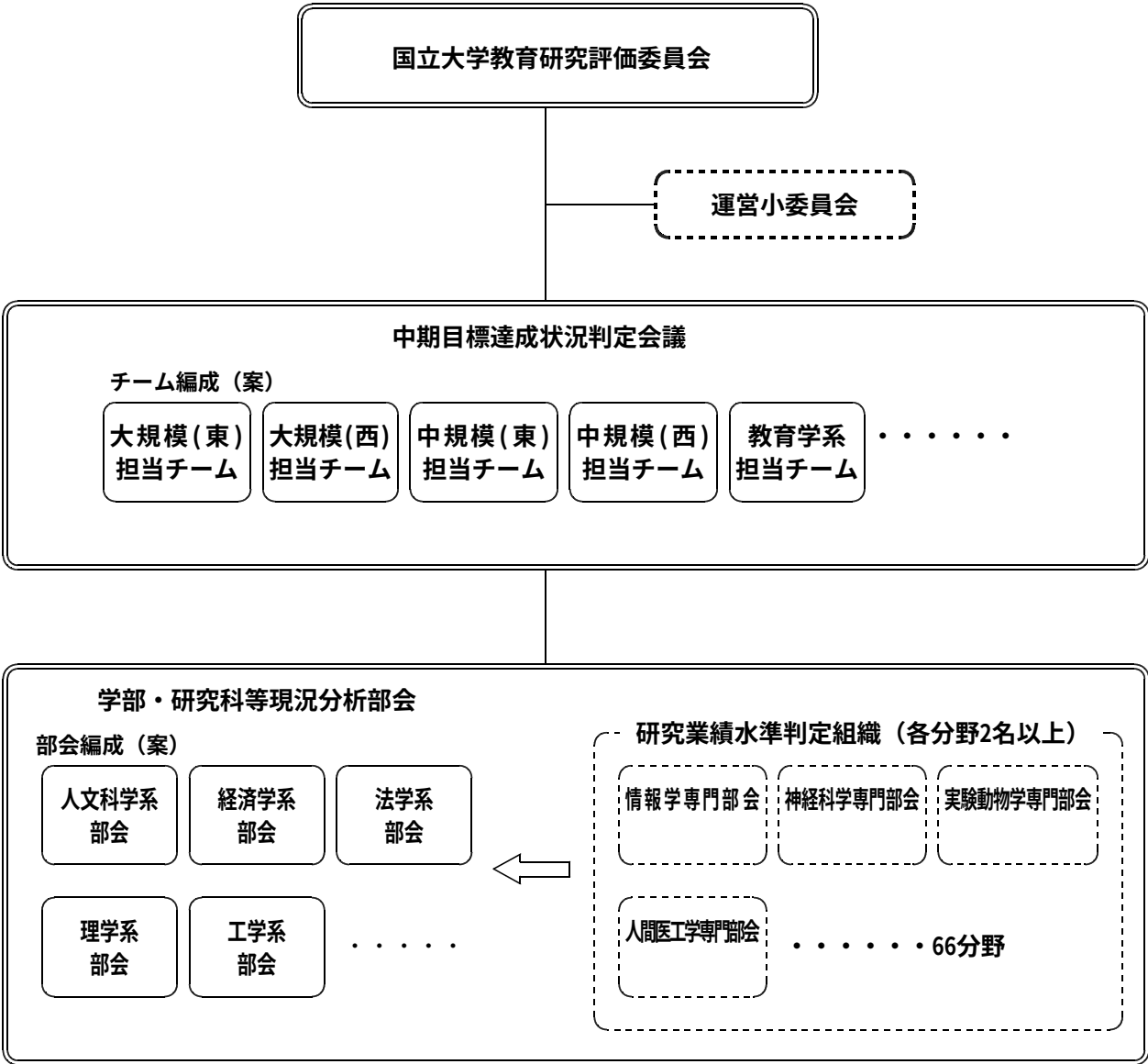
ただし、国立大学法人等から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該国立大学法人等と協議します。

第2部 教育研究評価の実施体制、プロセス、方法

この部では、教育研究評価を実施するための、体制、方法、手順等について説明します。

第1章 実施体制

教育研究評価の実施に当たっては、以下のとおり、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。この評価委員会の下に、具体的な評価を実施するために、中期目標達成状況判定会議（以下「達成状況判定会議」という。）、学部・研究科等現況分析部会（以下「現況分析部会」という。）及び研究業績水準判定組織（以下「水準判定組織」という。）を編成します。



1 委員会等の編成

(1) 国立大学教育研究評価委員会

- ① 教育研究評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的内容、方法等を審議・決定します。
- ② 具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議、現況分析部会及び水準判定組織を編成します。
- ③ 書面調査、訪問調査等の評価作業全般を総括するとともに、達成状況判定会議が作成する評価結果（原案）、対象国立大学法人等からの意見の申立てへの対応等について、審議・決定します。
- ④ 評価に当たって、チーム間、部会間、研究分野間の調整を行う必要が生じた場合には、評価委員会に運営小委員会を設置し、随時協議を行った上で、統一的な見解のもとに評価を実施します。運営小委員会は、評価委員会委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員で構成します。

(2) 中期目標達成状況判定会議

- ① 達成状況判定会議は、書面調査及び訪問調査を行い、中期目標の達成状況の評価を実施します。その際、学部・研究科等の現況分析も参照します。これらの調査結果に基づき評価結果（原案）を作成し、評価委員会に提出します。
- ② 達成状況判定会議は、評価委員会委員及び専門委員によって構成します。具体的な評価を実施するために、会議内に対象国立大学法人等の状況に応じた「チーム」を編成します。チーム主査は、当該チームにおける意見の取りまとめ、チーム内の連絡調整及び評価委員会との連絡調整を行います。
- ③ 以下の8チームを編成します。各チーム間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

チーム（案）：大規模大学（東日本）担当、大規模大学（西日本）担当、中規模大学（東日本）担当、中規模大学（西日本）担当、教育学系大学担当、工学系大学担当、他に属さない医学系等大学担当、大学共同利用機関担当（計8チーム）

(3) 学部・研究科等現況分析部会

- ① 現況分析部会は、国立大学法人等から提出された実績報告書のうち「学部・研究科等の現況調査表」を分析します。分析は書面調査で行い、書面調査では確認できなかった事項の分析は訪問調査で行います。各学部・研究科等の教育研究水準及び質の向上度を判定して、分析結果（原案）として取りまとめ、達成状況判定会議に提出します。
- ② 研究の現況分析については、水準判定組織による研究業績の水準判定に基づいて行います。
- ③ 現況分析部会は、評価委員会委員及び専門委員によって構成します。具体的な評価を実施するために、以下に示す複数の分野別の学系部会を編成します。部会長は、当該部会における意見の取りまとめ、部会内及び評価委員会との連絡調整を行います。
- ④ 以下の10の学系部会を編成します。各部会間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

学系部会（案）：人文科学系、経済学系、法学系、理学系、工学系、農学系、医学系、教育系、総合科学・特定領域系、大学共同利用機関（計10部会）

(4) 研究業績水準判定組織

- ① 水準判定組織は、国立大学法人等から提出された「学部・研究科等を代表する優れた研究業績説明書」及び「重点的に取り組む領域に係る優れた研究業績説明書」に基づいて、各研究業績の水準を判定し、学部・研究科等現況分析部会に提出します。
- ② 研究業績水準の判定に当たっては、以下に示す66の研究分野ごとに、複数の専門委員を配置した専門部会を設置します。各研究分野間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

研究業績水準判定組織の専門部会（案）^{注）}：情報学、神経科学、実験動物学、人間医工学、健康・スポーツ科学、生活科学、科学教育・教育工学、科学社会学・科学技術史、文化財科学、地理学、環境学、ナノ・マイクロ科学、社会・安全システム科学、ゲノム科学、生物分子科学、資源保全学、地域研究、ジェンダー、哲学、文学、言語学、史学、人文地理学、文化人類学、法学、政治学、経済学、経営学、社会学、心理学、教育学、数学、天文学、物理学、地球惑星科学、プラズマ科学、基礎化学、複合化学、材料化学、応用物理学・工学基礎、機械工学、電気電子工学、土木工学、建築学、材料工学、プロセス工学、総合工学、基礎生物学、生物科学、人類学、農学、農芸化学、林学、水産学、農業経済学、農業工学、畜産学・獣医学、境界農学、薬学、基礎医学、境界医学、社会医学、内科系臨床医学、外科系臨床医学、歯学、看護学
（計66組織）

注）研究分野の分類については、平成19年度科学研究費補助金の分類を用いています。

2 評価者の選考

評価者（評価委員会委員及び専門委員）は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から、所属組織、専門分野、地域性等に配慮して候補者を選び、機構の運営委員会等の議を経て決定されます。

なお、評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する国立大学法人等の評価はできないことを原則とします。（別紙「独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則（仮称）第●条に規定する自己の関係する大学等の範囲について」●頁参照）

3 評価者・実績報告書作成担当者に対する研修

- (1) 評価者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、教育研究評価の目的、内容、方法等について十分な研修を実施します。
- (2) 教育研究評価は、国立大学法人等の実績報告書に基づいて行います。このため、各国立大学法人等の実績報告書作成担当者を対象に、教育研究水準の分析項目、基準、評価方法の説明等、実績報告書の作成方法について十分な説明を行います。

第2章 評価のプロセス

評価作業の全体のながれは、次頁「評価プロセスの全体像」のとおりです。この章は、国立大学教育研究評価委員会及びその下に編成された中期目標達成状況判定会議、学部・研究科等現況分析部会及び研究業績水準判定組織の作業プロセスを説明します。

1 研究業績水準判定のプロセス

- (1) 研究業績水準判定は、研究業績水準判定組織が行います。
- (2) 水準判定組織の各専門部会は、国立大学法人等から提出された「学部・研究科等を代表する優れた研究業績説明書」及び「重点的に取り組む領域に係る優れた研究業績説明書」に記載された研究業績の水準判定を行います。
- (3) 判定結果のうち、「学部・研究科等を代表する優れた研究業績説明書」に係る結果は現況分析部会へ、「重点的に取り組む領域に係る優れた研究業績説明書」に係る結果は達成状況判定会議へ、それぞれ提出します。

2 学部・研究科等の現況分析のプロセス

現況分析部会は、次の手順で学部・研究科等ごとに、①教育（あるいは研究）の水準の判定、②質の向上度の判定を行います。

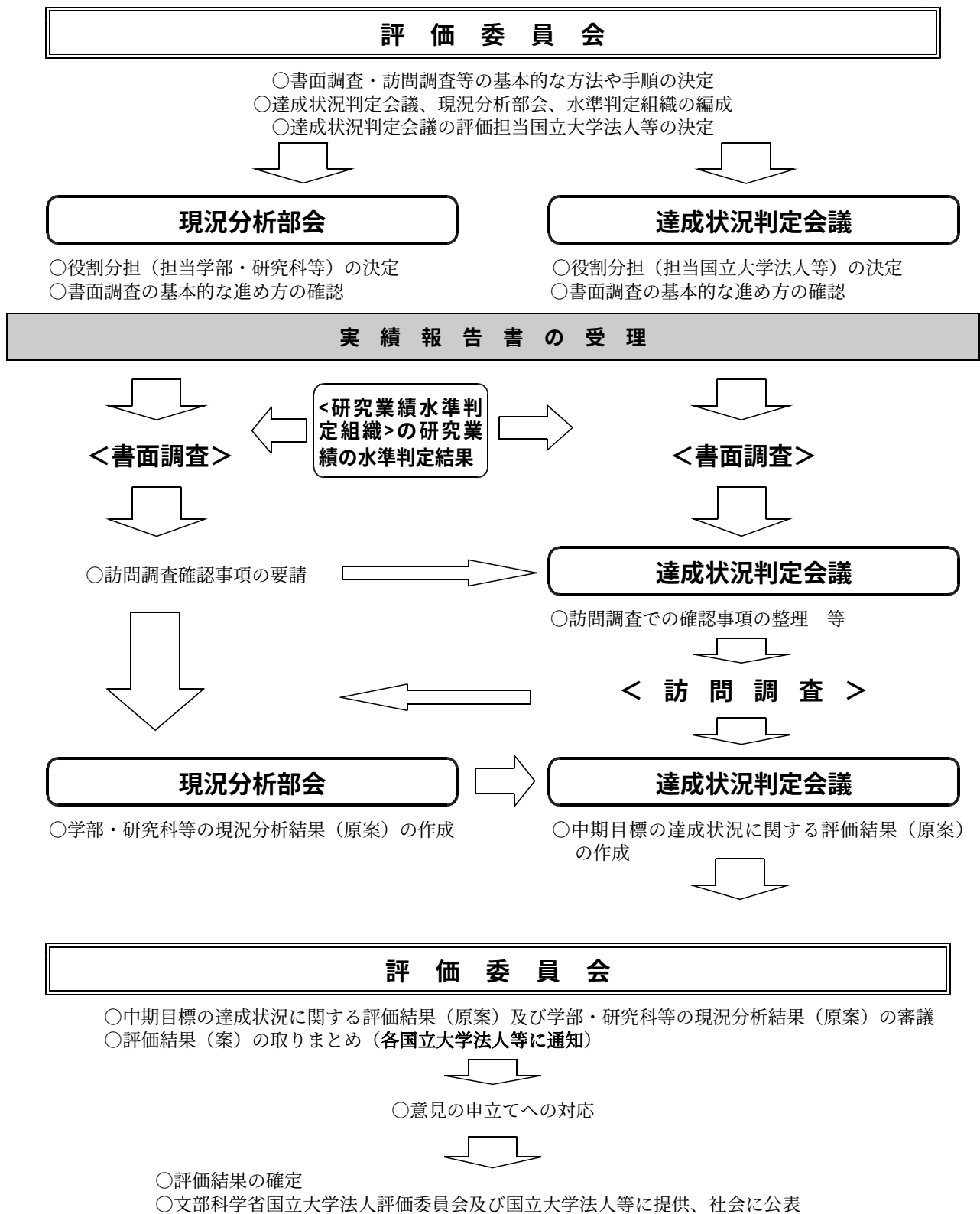
(1) 教育活動の状況の調査・分析

- ① 各学系部会は、国立大学法人等において学部・研究科等の教育組織ごとに作成、提出された現況調査表及び「基礎資料」を調査・分析することにより、書面調査を実施します。
- ② 書面調査では、教育の取組及び成果の状況について、「教育の実施体制」、「教育内容」、「教育方法」、「学業の成果」、「進路・就職の状況」の各項目ごとに教育水準を総合的に判断します。また、これらの教育水準に至るまでの具体的な改善事例等を分析し、質の向上度を判断します。
- ③ 各学系部会は、書面調査での調査・分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認できなかった事項等の調査のために、必要に応じて訪問調査を実施します。訪問調査は、達成状況判定会議の各チームが実施する調査（下記3(2)参照）の際に併せて実施します。
- ④ 各学系部会は、書面調査による分析結果に、必要に応じて行う訪問調査で得られた知見を加え、教育の現況分析結果（原案）を作成して、達成状況判定会議へ提出します。

(2) 研究活動の状況の調査・分析

- ① 各学系部会は、水準判定組織の各専門部会の判断結果を学部・研究科等ごとに集計したものを参照し、現況調査表及び「基礎資料」を調査・分析することにより書面調査を実施します。
- ② 書面調査では、研究の取組及び成果の状況について、「研究活動の状況」、「研究成果の状況」の各項目ごとに研究水準を総合的に判断します。また、これらの研究水準に至るまでの具体的な改善事例等を分析し、質の向上度を判断します。
- ③ 各学系部会は、書面調査での調査・分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認できなかった事項等の調査のために、必要に応じて訪問調査を実施します。訪問調査は、達成状況判定会議の各チームが実施する調査（下記3(2)参照）と併せて実施します。
- ④ 各学系部会は、書面調査による分析結果に、必要に応じて行う訪問調査で得られた知見を加え、研究の現況分析結果（原案）を作成して、達成状況判定会議へ提出します。

評価プロセスの全体像



3 中期目標の達成状況評価のプロセス

達成状況判定会議は、各国立大学法人等から提出された実績報告書に基づいて、中期目標の達成状況評価を実施します。その際、水準判定組織の各専門部会及び現況分析部会から提出された結果も参照します。

(1) 書面調査の実施

- ① 各チームは、国立大学法人等から提出された達成状況報告書を調査・分析することにより書面調査を実施します。その際、現況調査表や現況分析部会の調査・分析結果も参照します。
- ② 書面調査では、各国立大学法人等の中期目標の項目に沿って、中期計画の実施状況进行分析し、「教育に関する目標」及び「研究に関する目標」等それぞれについて達成状況を総合的に判断します。なお、「研究に関する目標」の達成状況は、重点的に取り組む領域の研究業績についての水準判定結果を参照して判断します。
- ③ 各チームは、書面調査での調査・分析結果を整理し、訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

(2) 訪問調査の実施

各チームは、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認できなかった事項等の調査のために、訪問調査を実施します。

(3) 達成状況の評価結果（原案）の作成

各チームは、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、達成状況の評価結果（原案）を作成して、評価委員会へ提出します。その際、現況分析結果（原案）に基づいて、それぞれの国立大学法人等における主要な傾向や重要な特徴等を取りまとめます。

4 国立大学教育研究評価委員会の評価のプロセス

(1) 評価結果（案）の決定

評価委員会は、達成状況判定会議から提出された評価結果（原案）を審議し、評価結果（案）として決定します。

(2) 意見の申立て

評価結果を確定する前に、評価結果（案）をそれぞれの国立大学法人等に通知し、その内容に対する意見の申立てを受ける機会を設けます。申立てがあった場合には、再度、審議を行った上で、評価結果を確定します。審議に当たっては、必要に応じて、評価委員会の下に審査会を設け、当該国立大学法人等の評価を担当した学系部会、チームの意見を聴取します。

第3章 評価の方法

この章では、学部・研究科等現況分析部会、中期目標達成状況判定会議及び国立大学教育研究評価委員会における作業内容・方法について説明します。

第1節 学部・研究科等現況分析部会の作業

I 教育の現況分析の方法

教育の現況分析は、各国立大学法人等が学部・研究科等ごとに作成する「学部・研究科等の現況調査表」（以下「現況調査表」という。）（34～35頁参照）に基づいて行います。現況分析を行うに当たっては、個性ある独自の教育活動を展開していることを十分に理解する必要があります。このため、国立大学法人等の客観的なデータも踏まえて、現況調査表に記載された各学部・研究科等の特徴を把握した上で、その個性と特性に沿った分析を行います。

1 書面調査

(1) 実施体制及び方法

- ① 書面調査は、現況分析部会を構成する分野別の各学系部会が実施します。各学系部会においては、書面調査の基本的な方法や手順について確認するとともに、評価者の役割や分担について決定します。なお、書面調査は複数の評価者が担当します。
- ② 書面調査は、各国立大学法人等から提出された現況調査表を分析することにより行います。
- ③ 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己分析の根拠となる資料・データが不十分な場合には、各学系部会内で意見を調整した上で、機構事務局を通じて、対象国立大学法人等に照会や資料提出を依頼します。

(2) 分析項目ごとの水準判定

現況調査表には、学部・研究科等の教育目的や特徴、特色、入学者の状況等が記述されています。さらに、「分析項目ごとの水準の判断」において、教育水準分析項目（下記参照）ごとに、当該学部・研究科等の状況についての客観的なデータを踏まえて、想定する関係者^(注)の期待に込めているかという視点で、自己分析の結果が記述されています。

注）当該学部・研究科等の教育活動やその成果を、直接的、間接的に享受する人々や組織を指します。
具体的には、在校生・受験生及びその家族、卒業（修了）生、卒業（修了）生の雇用者、当該学部・研究科等と関係のある地域社会等が想定されます。

教育水準分析項目と基本的な観点

分析項目	基 本 的 な 観 点
I 教育の実施体制	☐ 基本的組織の編成 ☐ 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制
II 教育内容	☐ 教育課程の編成 ☐ 学生や社会からの要請への対応
III 教育方法	☐ 授業形態の組合せと学習指導法の工夫 ☐ 主体的な学習を促す取組
IV 学業の成果	☐ 学生が身に付けた学力や資質・能力 ☐ 学業の成果に関する学生の評価
V 進路・就職の状況	☐ 卒業（修了）後の進路の状況 ☐ 関係者からの評価

各国立大学法人等は、上記の基本的な観点の他にも、各学部・研究科等の状況や目的に照らして独

自の観点を設定できます。

評価者は、各学部・研究科等における各分析項目の観点ごとの状況を分析し、以下の区分により段階（３段階）を判断し、判断理由、特記事項等を記述します。

観点の段階判定の区分表

判断を示す記述	判断の際の考え方
期待される水準を上回る	取組や活動、成果の状況が優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を上回ると判断される場合
期待される水準にある	取組や活動、成果の状況は良好であり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に据えていると判断される場合
期待される水準を下回る	取組や活動、成果の状況に問題があり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に据えられていないと判断される場合

その上で、各学部・研究科等の判断を参考にして、想定している関係者の期待に据えているかという視点で、各分析項目ごとに、以下の区分により教育水準の判定（４段階）を行い、判断に至った理由を記述し、書面調査の分析結果を作成します。

分析項目の段階判定の区分表

判断を示す記述	判断の際の考え方
期待される水準を大きく上回る	取組や活動、成果の状況が非常に優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を大きく上回ると判断される場合
期待される水準を上回る	取組や活動、成果の状況が優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を上回ると判断される場合
期待される水準にある	取組や活動、成果の状況は良好であり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に据えていると判断される場合
期待される水準を下回る	取組や活動、成果の状況に問題があり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に据えられていないと判断される場合

（水準判定に当たっての留意事項）

- 水準判定に当たっては、異なる構成・規模の学部・研究科等において、それぞれの歴史や立地条件、社会からの要請等を踏まえた個性ある独自の教育活動がなされていることを尊重して、水準判定を行います。
- 水準判定は、中期目標期間中の改善や向上の状況を重視する達成状況の評価と異なり、改善や向上の結果である現在の状況が、どの水準にあるのかという視点で行う点に注意してください。
- 水準判定に当たっては、教育活動に関連する様々なデータ等の基礎資料を適宜活用して、公正性に配慮してください。
- 根拠となる資料・データが不足していたり、記述が不明瞭な部分があり分析ができない場合には「判断保留」とし、不明な点を「訪問調査時の確認事項」に書き入れてください。

（３）質の向上度の分析

現況調査表には、上記（２）で判断される教育水準に至る法人化以降の教育活動や成果の状況を示す、具体的な改善事例等の内容についての自己分析結果が記述されています。

評価者は、学部・研究科等の教育目的に照らして、これらの内容を分析し、以下の区分により質の向上度を判定します。なお、法人化以降、当初の高い水準を維持していると判断する場合には、その旨の判定を行います。また、注目すべき質の向上の指摘を行い、判断結果を取りまとめ、書面

調査の分析結果を作成します。

質の向上度の段階判定の区分表

判断を示す記述
大きく改善、向上している 又は 高い質（水準）を維持している 注）どちらかを判断
相応に改善・向上している
改善・向上しているとは言えない

(4) 訪問調査

教育水準の判定に当たっては、必要に応じて、訪問調査を実施することができます。訪問調査は、中期目標の達成状況の評価に際して行う訪問調査の際に併せて実施し、その担当者及び実施方法等については、「第2節2 訪問調査」（24～25頁参照）によることとします。役割分担の都合等で訪問調査に参画できない場合には、訪問調査担当者に調査を委ねることになりますので、「訪問調査時の確認事項」の作成に当たっては、その点を踏まえて分かりやすく記述してください。

2 現況分析結果（原案）の作成

各学系部会は、評価者が作成した分析結果について審議・検討した上で、教育の現況分析結果（原案）を作成します。この分析結果（原案）は、達成状況判定会議に提出されます。注）教育の現況分析結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

注）達成状況判定会議において教育水準に関する大学全体での主要な傾向や重要な特徴等进行分析し、達成状況の評価結果（原案）に記述するとともに、注目すべき質の向上を特記します。

(1) 教育水準

- ① 各分析項目ごとの判定結果（分析項目の段階判定の区分表（12頁）参照）を示します。
- ② 学部・研究科等の状況について記述します。この中で、上記の判定結果を導いた理由について説明します。

(2) 質の向上度

分析結果は、前記の判定区分の段階で示すとともに、注目すべき質の向上を指摘します。

Ⅱ 研究の現況分析の方法

研究の現況分析は、各国立大学法人等が学部・研究科等ごとに作成する「学部・研究科等の現況調査表」（以下「現況調査表」という。）（36～37頁参照）に基づいて行います。現況分析を行うに当たっては、個性ある独自の研究活動を展開していることを十分に理解する必要があります。このため、国立大学法人等の客観的なデータも踏まえて、現況調査表に記載された各学部・研究科等の特徴を把握した上で、その個性と特性に沿った分析を行います。

研究の現況分析には研究業績の水準の判断が必要です。研究業績の水準判断に当たっては、それぞれの学問分野ごとの特性に応じて、学術的な意義や、研究成果の社会への還元に基づく効果を重視して行います。

1 書面調査

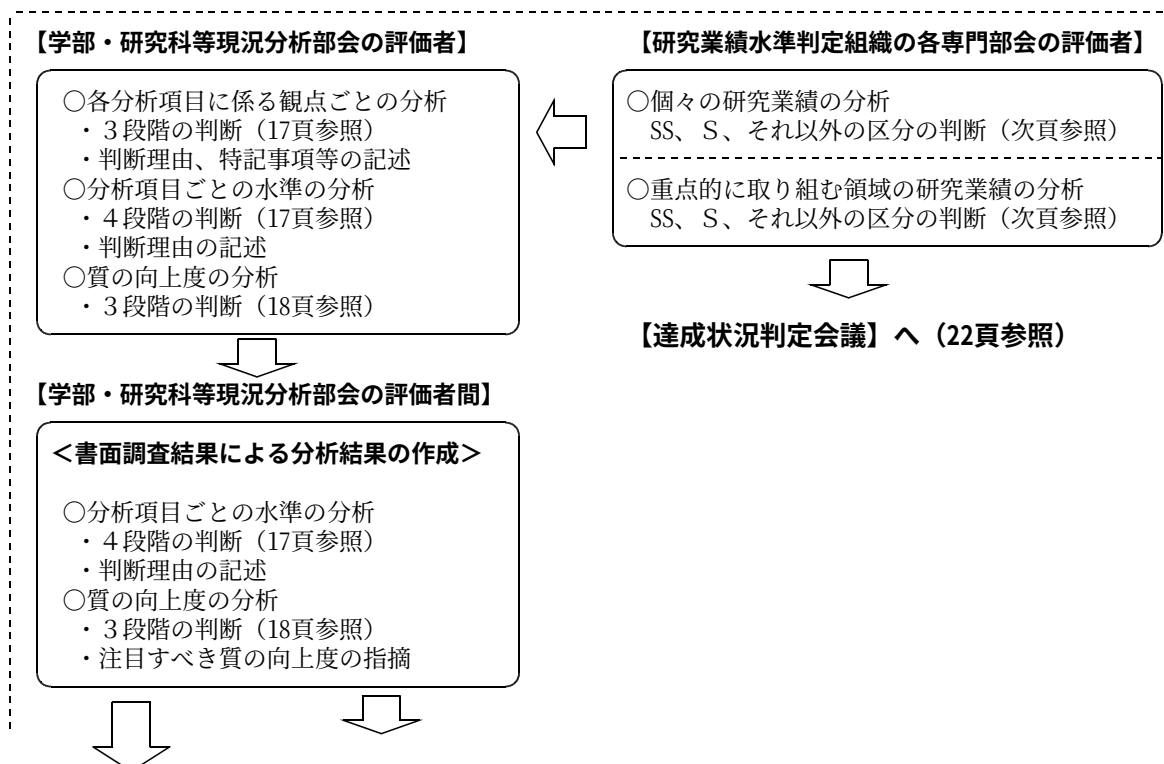
(1) 実施体制及び方法

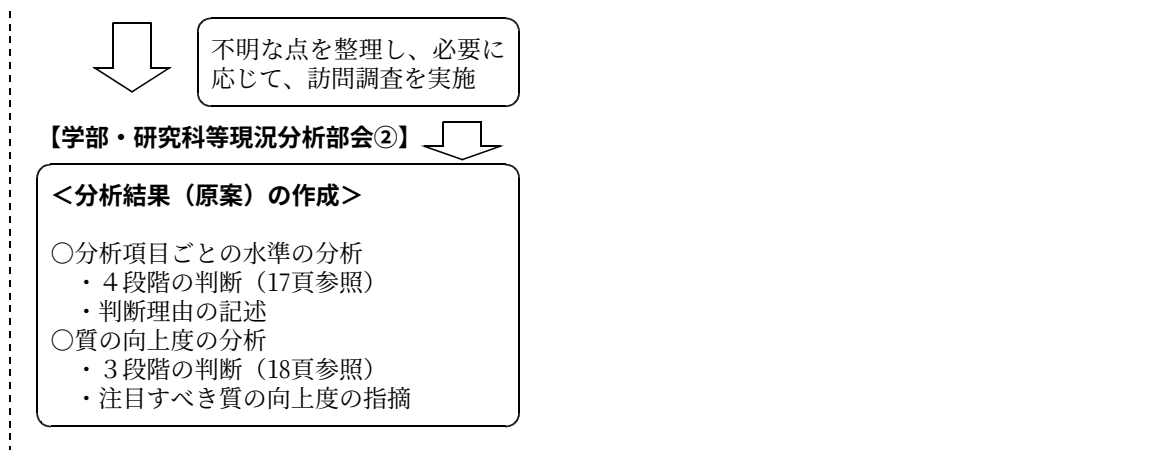
- ① 書面調査は、i) 研究業績水準判定組織の各専門部会による、「研究業績説明書（Ⅱ表）」の分析、ii) 現況分析部会による現況調査表に記載された分析項目ごとの水準判定、の2段階で行われます。ii) は i) の結果を踏まえて行います。

各学系部会においては、書面調査の基本的な方法や手順について確認するとともに、評価者の役割や分担について決定します。なお、専門部会による個々の研究業績の水準判断は複数の評価者が個別に行います。

- ② 書面調査は、各国立大学法人等から提出された各学部・研究科等の現況調査表及び「学部・研究科等を代表する優れた研究業績リスト」等进行分析することにより行います。
- ③ 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己分析の根拠となる資料・データが不十分な場合は、各学系部会内で意見を調整した上で、機構事務局を通じて、対象国立大学法人等に照会や資料提出を依頼します。

研究の現況分析のながれ





(2) 研究業績の分析（水準判定組織の作業）

① 「学部・研究科等を代表する優れた研究業績説明書」の分析

各学部・研究科等ごとに作成される「学部・研究科等を代表する優れた研究業績説明書」には、当該研究業績の要旨、外部評価結果や客観的な指標等を用いた学術的意義や社会、経済、文化的意義について、下記の5段階のうちSS、Sに該当することが説明されています。

各専門部会の評価者は、各説明書ごとに、それぞれの学問分野における当該研究業績の水準を、SS、S、それ以外の区分で判断します。

（研究業績の水準判断の基準）

学術的意義での判断基準

- SS：当該分野において、卓越した水準にある
- S：当該分野において、優秀な水準にある
- A：当該分野において、良好な水準にある
- B：当該分野において、相応の水準^{注）}にある
- C：上記の段階に達していない

注）「相応の水準」は、当該分野の専門家が判断して標準的な水準にあることを指します。この水準を基準として、上位二つの区分（SS、S）を判断してください。

社会、経済、文化的意義での判断基準

- SS：社会、経済、文化への貢献が卓越している
- S：社会、経済、文化への貢献が優秀である
- A：社会、経済、文化への貢献が良好である
- B：社会、経済、文化への貢献が相応である
- C：上記の段階に達していない

（水準判定に当たっての留意事項）

- i）学部・研究科等の目的に照らした現況分析は、現況分析部会で行うため、研究業績の水準判定においては、各学部・研究科等の研究目的に照らした判断をする必要はありません。
- ii）上記の判断基準を満たさないと判断する場合等、自己分析結果と異なる判断となる場合には、その理由を取りまとめてください。

② 分析結果の集計

上記①での個別判定結果は学部・研究科等ごとに、機構事務局で集計を行い、学部・研究科等の現況分析を行う各学系部会での水準判定の際の資料として使用します。

（重点的に取り組む領域に係る研究業績の分析）

中期目標・中期計画に基づいて重点的に取り組まれた領域の総合的な達成状況は、達成状況判定会議の各チームにおいて、「重点的に取り組む領域」ごとの水準及び達成状況を判断した上で、最終的に評価を行います。

これらを行うためには、各「重点的に取り組む領域」に関する個々の研究業績の水準判定を行う必要があります。個々の研究業績の水準判定は、研究業績水準判定組織の各専門部会が行います。各専門部会は、「重点的に取り組む領域説明書」（実績報告書作成要領別紙5）に添付される全ての「優れた研究業績説明書」について、その個々の研究業績の水準を判定します。その判定の方法と留意点は、上記①に準じます。

（各専門部会の作業はここまでです。）

個々の業績の水準判定結果は、重点的に取り組む領域ごとに、機構事務局で集計を行い（個々の業績の水準判定結果を別紙5の「5. 選定された研究業績リスト」の（機構記入欄）に記入）、達成状況判定会議の各チームが審議を行う際の資料として提供します。

達成状況判定会議の各チームでは、まず、「重点的に取り組む領域説明書」（別紙5）ごとに水準及び達成状況を判断します（別紙5の1頁目の右上にある2つの（機構記入欄）に記入）。その上で、重点的に取り組む領域の総合的な達成状況を評価します。

（3）分析項目ごとの水準判定（現況分析部会の作業）

現況調査表には、学部・研究科等の研究目的や特徴、特色等が記述されています。「分析項目ごとの自己分析」には、研究水準分析項目（下記参照）ごとに、当該学部・研究科等の状況についての客観的なデータを踏まえて、想定する関係者^{注)}の期待に応えているかという視点で、自己分析の結果が記述されています。

注) 当該学部・研究科等の研究活動やその成果を、直接的、間接的に享受する人々や組織を指します。具体的には、学術面では関係する学界等、社会、経済、文化面では国際社会や地域、特定の産業分野等が想定されます。

研究水準分析項目と基本的な観点

分析項目	基本的な観点
I 研究活動の状況	○ 研究活動の実施状況 ○ 共同利用を目的とする組織における共同利用・共同研究の実施状況
II 研究成果の状況	○ 研究成果の状況 ○ 共同利用を目的とする組織における共同利用・共同研究の成果の状況

各国立大学法人等は、上記の基本的な観点の他にも、各学部・研究科等の状況や目的に照らして、独自の観点を設定できます。

「学部・研究科等を代表する優れた研究業績リスト」には、学部・研究科等ごとの研究目的に照らして、組織を代表すると判断した根拠等が説明されています。

各学系部会の評価者は、上記①の判断結果と「学部・研究科等を代表する優れた研究業績リスト」を参照し、各学部・研究科等における各分析項目の観点ごとの状況について、以下の区分により段階（3段階）を判断し、判断理由、特記事項等を記述します。

特に、分析項目II「研究成果の状況」の水準判定に当たっては、国立大学法人等から提出された「学部・研究科等を代表する優れた研究業績リスト」及びそれらの研究業績の水準判定結果（上記(2)の研究業績水準判定組織による判断）を参照して判断してください。

観点の段階判定の区分表

判断を示す記述	判断の際の考え方
期待される水準を上回る	取組や活動、成果の状況が優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を上回ると判断される場合
期待される水準にある	取組や活動、成果の状況は良好であり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に込えていると判断される場合
期待される水準を下回る	取組や活動、成果の状況に問題があり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に込えられていないと判断される場合

その上で、各学部・研究科等の判断を参考にして、想定している関係者の期待に込えているかという視点で、各分析項目ごとに、以下の区分により研究水準の判定（4段階）を行い、判断に至った理由を記述し、書面調査の分析結果を作成します。

分析項目の段階判定の区分表

判断を示す記述	判断の際の考え方
期待される水準を大きく上回る	取組や活動、成果の状況が非常に優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を大きく上回ると判断される場合
期待される水準を上回る	取組や活動、成果の状況が優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を上回ると判断される場合
期待される水準にある	取組や活動、成果の状況は良好であり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に込えていると判断される場合
期待される水準を下回る	取組や活動、成果の状況に問題があり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に込えられていないと判断される場合

（水準判定に当たっての留意事項）

- i) 水準判定に当たっては、異なる構成・規模の学部・研究科等において、それぞれの歴史や立地条件、社会からの要請等を踏まえた個性ある独自の研究活動がなされていることを尊重して水準判定を行います。
- ii) 水準判定は、中期目標期間中の改善や向上の状況を重視する達成状況の評価と異なり、改善や向上の結果である現在の状況が、どの水準にあるのかという視点で行う点に注意してください。
- iii) 水準判定に当たっては、研究活動に関連する様々なデータ等の基礎資料を適宜活用して、公正性に配慮してください。
- iv) 根拠となる資料・データが不足していたり、記述に不明な部分があり分析ができない場合には「判断保留」とし、不明な点を「訪問調査時の確認事項」に書き入れてください。

（4）質の向上度の分析

現況調査表には、上記(3)で判断される研究水準に至る法人化以降の研究活動や成果の状況を示す、具体的な改善事例等の内容についての自己分析結果が記述されています。

評価者は、学部・研究科等の研究目的に照らして、これらの内容を分析し、以下の区分により質の向上度の判定を行います。なお、法人化以降、当初の高い水準を維持していると判断する場合には、その旨の判定を行います。また、注目すべき質の向上の指摘を行い、判断理由を取りまとめ、書面調査の分析結果を作成します。

質の向上度の段階判定の区分表

判断を示す記述
大きく改善、向上している 又は 高い質（水準）を維持している 注）どちらかを判断
相応に改善・向上している
改善・向上しているとは言えない

(5) 訪問調査

研究水準の判定に当たっては、必要に応じて、訪問調査を実施することができます。訪問調査は、達成状況の評価に際して行う訪問調査の際に併せて実施し、その担当者及び実施方法等については、「第2節2 訪問調査」（24～25頁参照）によることとします。役割分担の都合等で訪問調査に参画できない場合には、訪問調査担当者に調査を委ねることになりますので、「訪問調査時の確認事項」の作成に当たっては、その点を踏まえて分かりやすく記述してください。

2 現況分析結果（原案）の作成

各学系部会は、評価者が作成した分析結果について審議・検討した上で、研究の現況分析結果（原案）を作成します。この分析結果（原案）は、達成状況判定会議に提出されます。^{注）}研究の現況分析結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

注）達成状況判定会議において研究水準に関する大学全体での主要な傾向や重要な特徴等进行分析し、達成状況の評価結果（原案）に記述するとともに、注目すべき質の向上を特記します。

(1) 研究水準

- ① 各分析項目ごとの判定結果（分析項目の段階判定の区分表（17頁）参照）を示します。
- ② 学部・研究科等の状況について記述します。この中で、上記の判定結果を導いた理由について説明します。

(2) 質の向上度

分析結果は、前記の判定区分の段階で示すとともに、注目すべき質の向上を指摘します。

第2節 中期目標達成状況判定会議の作業

中期目標の達成状況評価は、国立大学法人等の客観的なデータを踏まえて、「中期目標の達成状況報告書」（以下「達成状況報告書」という。）（32～33頁参照）に記載された法人の特徴を捉えた上で、行う必要があります。

また、中期目標・中期計画に基づいて、重点的に取り組まれた領域の達成状況の調査・分析に当たっては、その研究水準の把握が必要です。このため、水準判定組織での「重点的に取り組む領域説明書」に記載された研究業績の水準判定結果を参考に、評価を行います。

達成状況評価は、各国立大学法人等が教育研究等の質の向上に関する目標として作成した中期目標に即して行います。大多数の国立大学法人等では、中期目標は次のような構成となっています。

【国立大学法人】

<大学の基本的な目標>

<大学の教育研究等の質の向上に関する目標>

（教育に関する目標）

(1)教育の成果に関する目標、(2)教育内容等に関する目標、(3)教育の実施体制等に関する目標、(4)学生への支援に関する目標

（研究に関する目標）

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標、(2)研究実施体制等の整備に関する目標

（その他の目標）

(1)社会との連携、国際交流等に関する目標

【大学共同利用機関法人】

<研究機構の基本的な目標>

<研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標>

（研究に関する目標）

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標、(2)研究実施体制等の整備に関する目標

（共同利用等に関する目標）

(1)共同利用等の内容・水準に関する目標、(2)共同利用等の実施体制等に関する目標

（教育に関する目標）

(1)大学院への教育協力に関する目標、(2)人材養成に関する目標

（その他の目標）

(1)社会との連携、国際交流等に関する目標

達成状況評価に当たっては、まず、中期目標を以下の3階層（「大項目」、「中項目」、「小項目」）に区分し、小項目から順次評価を積み上げて最終的に大項目の評価を導きます。

【国立大学法人】

「大項目」	「中項目」	「小項目」
1. 教育に関する目標	(1)教育の成果に関する目標 (2)教育内容等に関する目標 (3)教育の実施体制等に関する目標 (4)学生への支援に関する目標	各「中項目」の下に定められている個々の目標
2. 研究に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等の整備に関する目標	同上
3. 社会との連携、国際交流に関する目標	(1)社会との連携、国際交流等に関する目標	同上

【大学共同利用機関法人】

「大項目」	「中項目」	「小項目」
1. 研究に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等の整備に関する目標	各「中項目」の下に定められている個々の目標
2. 共同利用等に関する目標	(1)共同利用等の内容・水準に関する目標 (2)共同利用等の実施体制等に関する目標	同上
3. 教育に関する目標	(1)大学院への教育協力に関する目標 (2)人材養成に関する目標	同上
4. 社会との連携、国際交流に関する目標	(1)社会との連携、国際交流等に関する目標	同上

1 書面調査

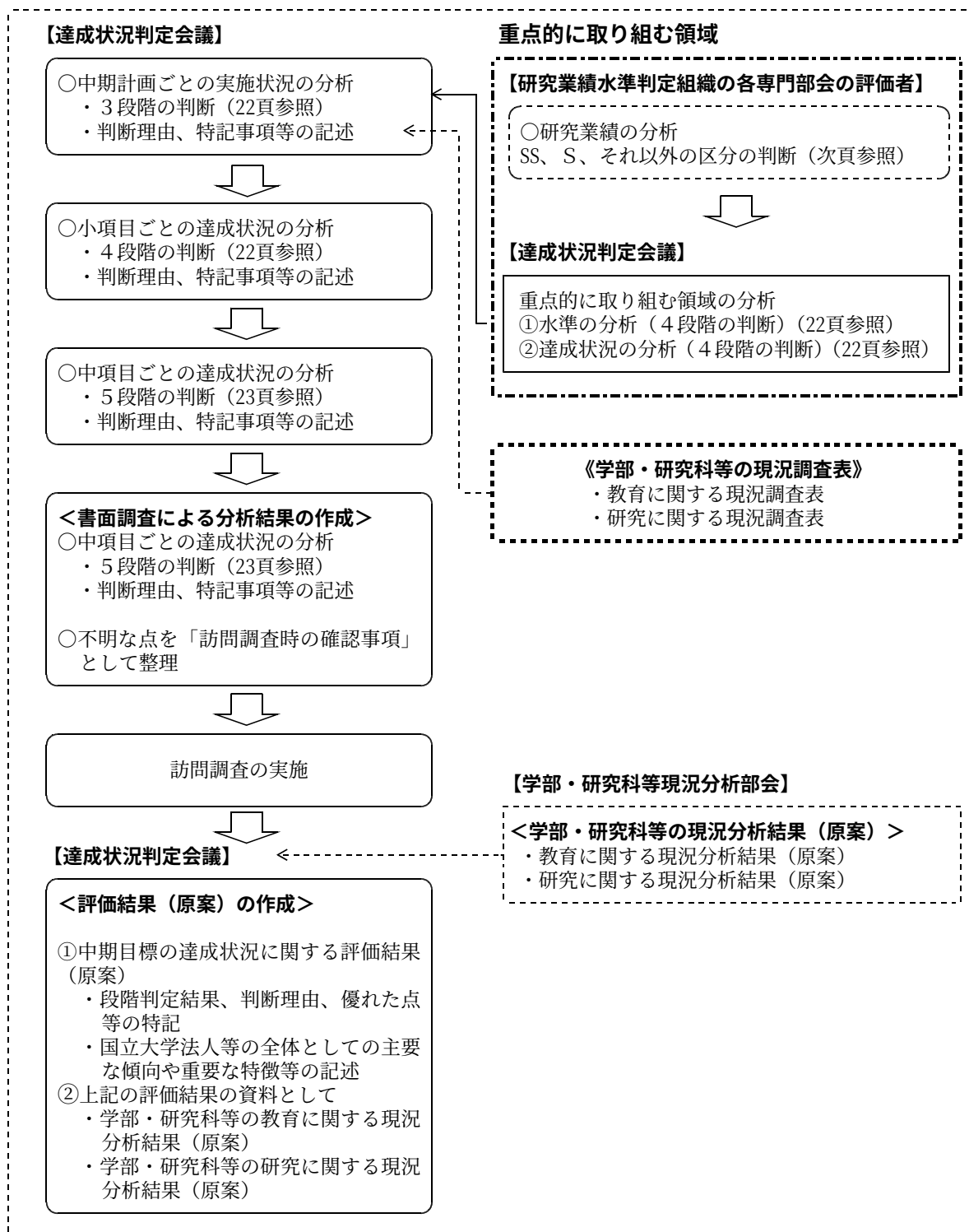
(1) 実施体制及び方法

- ① 書面調査は、達成状況判定会議を構成する各チームが実施します。各チームにおいては、書面調査の基本的な方法や手順について確認するとともに、評価者の役割や分担について決定します。
- ② 書面調査は、国立大学法人等から提出された達成状況報告書进行分析することにより行います。達成状況の分析に当たっては、学部・研究科等の現況調査表や現況分析部会の分析結果も参考にします。
- ③ 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となる資料・データが不十分な場合は、各チーム内で意見を調整した上で、機構事務局を通じて、対象国立大学法人等に照会や資料提出を依頼します。
- ④ 各チームは、書面調査での調査・分析結果を整理し、訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

(2) 手順及び評価の視点

書面調査は、i) 中期計画の実施状況の分析、ii) 小項目ごとの達成状況の分析、iii) 中項目ごとの達成状況の分析の手順で実施します。その際、現況分析部会から提出された学部・研究科等の現況分析結果も参考にします。また、重点的に取り組む研究領域の達成状況の分析については、水準判定組織から提出された研究業績水準の判定結果を参考にします。

中期目標の達成状況評価のながれ



① 中期計画ごとの実施状況の分析

達成状況報告書には、各中期目標ごとに関連する個々の中期計画の実施状況が記述されています。評価者は、中期計画の取組や活動、成果の内容等がどのような状況にあるのか分析を行い、以下の区分により段階（３段階）を判断します。

中期計画の段階判定の区分表

判断を示す記述	判断の際の考え方
実施状況が優れている	取組や活動、成果の状況からみて、実施状況が優れていると判断される場合
実施状況が良好である	取組や活動、成果の状況からみて、実施状況が良好であると判断される場合
実施状況が不十分である	取組や活動、成果の状況からみて、実施状況が不十分であると判断される場合

分析を行うに当たっては、単なる取組状況の確認ではなく、それらの取組が機能しているのかという視点を重視します。

② 重点的に取り組む領域の分析

中期目標・中期計画に基づいて重点的に取り組まれた領域については、資料として「重点的に取り組む領域説明書」が提出されています。

この説明書には、個々の領域研究等の概要、達成状況（進捗状況）、及び主要な研究業績について記述されています。評価者は、個々の領域研究等の水準や達成状況（進捗状況）の分析を行い、それぞれ段階（４段階）を判断します。その際、水準については「分析項目の段階判定の区分表」（17頁参照）を準用し、達成状況（進捗状況）については「小項目の段階判定の区分表」（下記参照）を準用します。

分析に当たっては、水準判定組織の各専門部会による、個々の研究業績の水準判定結果を参照します。

③ 中期目標（小項目）ごとの達成状況の分析

達成状況報告書には、各中期目標（小項目）ごとに、関連する中期計画の実施状況や質の向上（改善や向上が見られたか）、高い質の維持という視点を踏まえた目標の達成状況について記述されています。評価者は、中期計画の実施状況の分析をもとに、「小項目ごとの達成状況」について、以下の区分により段階（４段階）を判断します。

小項目の段階判定の区分表

判断を示す記述	判断の際の考え方
目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目標の達成状況が優れている	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が優れていると判断される場合
目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が良好であると判断される場合
目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が不十分であると判断される場合

(評価に当たっての留意事項)

- i) 評価の対象となる国立大学法人等、あるいは学部・研究科等の歴史や伝統、規模や資源等の人的条件・物的条件、地理的条件等が各国立大学法人等によって多様なことを十分考慮してください。大学共同利用機関法人の評価に当たっては、法人を構成する個々の研究所等の機能を踏まえて、法人全体の評価を導く必要があります。
- ii) 国立大学法人等が特に重視している中期計画がある場合は、それを踏まえた評価をしてください。
- iii) 以下の考え方を参考に、「優れた点（注目すべき質の向上が見られる点を含む。）」、「改善を要する点」及び「特色ある点」を抽出してください。

【優れた点（注目すべき質の向上が見られる点を含む。）】

優れた成果を出した取組であると判断されるものや、取組の結果、教育研究の質の向上が目覚ましい状況にあると判断されるもの等、基本的には高い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

【改善を要する点】

取組の状況等からみて工夫や努力等により改善が図られると判断できる場合等、基本的には低い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

【特色ある点】

それぞれの個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるものや、結果的に十分な成果は出ていなくても、先進的な取組や意欲的な取組であると判断されるものが考えられます。

- iv) 根拠となる資料・データが不足していたり、記述が不明瞭で取組や活動、成果の状況に不明な点がある場合で分析ができない場合には「判断保留」とし、不明な点を「訪問調査時の確認事項」に書き入れてください。

④ 中期目標（中項目）ごとの達成状況の分析

上記「中期計画ごとの実施状況の分析」及び「中期目標（小項目）ごとの達成状況の分析」に基づいて、中期目標（中項目）ごとに以下の区分により段階（５段階）を判断し、その判断理由を整理します。また、「優れた点」、「改善を要する点」、「特色ある点」及び「注目すべき質の向上が見られる点」等の特記事項や、「訪問調査時の確認事項」を取りまとめ、書面調査による分析結果を作成します。

中項目の段階判定の区分表

判断を示す記述	判断の際の考え方
目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目標の達成状況が優れている	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が優れていると判断される場合
目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が良好であると判断される場合
目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が不十分であると判断される場合
重大な改善が望まれる事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

(3) 「書面調査による分析結果」の作成と「訪問調査時の確認事項」の国立大学法人等への送付

上記の手順で作成した「書面調査による分析結果」から、「訪問調査時の確認事項」及びその他の調査内容を整理し、訪問調査実施の３週間前までに、機構事務局を通じて対象国立大学法人等へ通

知します。訪問調査1週間前までに、根拠となる資料・データを記載（添付）した上で回答の提出を求め、その内容の分析を行った上で、訪問調査を実施します。

2 訪問調査

(1) 目的

訪問調査は、書面調査では確認できなかった事項等の調査を目的として実施します。

(2) 実施体制

- ① 訪問調査は、原則として、対象となる国立大学法人等の書面調査を担当した評価委員会委員又は専門委員が実施します。当該委員又は専門委員は、訪問調査内容の整理、対象国立大学法人等との協議、調査結果の取りまとめ等を行います。なお、訪問調査の際、若干名の機構教職員が随行します。
- ② 訪問調査の内容・方法等について、チーム間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営小委員会において協議します。

(3) 事前準備

① 訪問調査の進行、役割分担の決定

各チームにおいては、訪問調査の基本的な方法、手順、評価者の役割分担等を決定します。また、対象国立大学法人等の個別事情等を踏まえ、実績報告書の内容について、書面調査では確認できない事項を適確に把握できるような進行方法を決定します。

② 訪問調査の実施日等の決定等

訪問調査の実施日程及び訪問調査当日の実施スケジュールは、あらかじめ機構事務局を通じて対象国立大学法人等と協議した上で、各チームが決定し、対象国立大学法人等に通知します。

(4) 実施方法

- ① 訪問調査では、対象国立大学法人等の関係者との面談や資料・データの収集を行うとともに、実際の教育研究活動等の状況を把握するため、学生、卒業（修了）生等との面談等を行います。
具体的な調査の内容と方法は、後述の「(5)内容」に掲げる事項を基本としますが、対象国立大学法人等の事情によって、新たな調査項目を加えることができます。また、評価者を数名ずつにグループ分けし、各グループが同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施します。
- ② 評価者は、訪問調査で得られた知見及び上記で確認した補足説明等の結果を総合的に判断して「書面調査による分析結果」の修正・加筆等を行います。なお、訪問調査終了時点での分析結果について、対象国立大学法人等の関係者（責任者）に対する説明は行いません。
- ③ 調査内容等に関する対象国立大学法人等からの質問に回答する場合は、原則として、チーム全体の考えに基づくものとします。

(5) 内容

① 主要な学部・研究科等の学生、卒業（修了）生との面談

現に教育を受けている学生としての立場、また既に卒業（修了）した社会人等の立場から、当該国立大学法人等における教育研究活動等の状況について、実績報告書の内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

② 書面による回答内容等に係る国立大学法人等関係者（責任者）からの意見聴取

対象国立大学法人等から、訪問調査の1週間前までに提出された「訪問調査時の確認事項」への書面による回答について、内容が不明瞭な点やさらに確認を要すると判断する事項について調査を行います。

③ 根拠資料・データの補完的収集

「訪問調査時の確認事項」への回答として、訪問調査の1週間前までに提出されなかった根拠と

なる資料・データについての閲覧・調査を行います。また、訪問調査の1週間前までに提出された資料・データでは十分確認できないと判断する事項について、訪問調査での国立大学法人等関係者（責任者）からの意見聴取後、新たに根拠となる資料・データの提出を求めることがあります。

④ 教育研究活動の現場や各種施設等の整備状況の確認

評価者が、実績報告書の内容を分析した上で、必要と判断した場合には、授業や実験・実習、演習等の取組が、どのように実施されているのか、また、学習環境や研究環境の整備状況について、利便性や機能性がどのような状況にあるのかなど、実績報告書の内容と乖離がないかなどの視点から調査を行います。

⑤ 一般教員、支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフとの面談

評価者が、実績報告書の内容を分析した上で、必要と判断した場合には、面談対象者が国立大学法人等の関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、実績報告書の内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

(6) 訪問調査ミーティング

訪問調査に際して、評価者の共通理解を図るため、調査期間中に必要に応じてミーティングを行います。訪問調査ミーティングでは、調査内容の打合せ、最終的に評価結果を判断するために必要な資料・データが収集できたかの確認を行います。

(7) 調査結果の取りまとめ

評価者は、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、分析結果を作成します。

(8) 訪問調査スケジュール（例）

下記のスケジュールは一例であり、実際のスケジュールは対象国立大学法人等の規模や調査内容等によって異なります。

<第1日目>

	事 項	時間	備 考
10:00～	（国立大学法人等到着）訪問調査ミーティング①	120分	
	根拠資料・データの収集・調査①		
12:00～	昼食・休憩	60分	
13:00～	国立大学法人等関係者（責任者）からの意見聴取	90分	
14:30～	休憩	15分	
14:45～	一般教員、支援スタッフ等との面談	120分	必要に応じて実施
16:45～	根拠資料・データの収集・調査②	60分	必要に応じて実施
17:45～	休憩	15分	
18:00～	学生・卒業（修了）生との面談	90分	
19:30～	訪問調査ミーティング②	60分	

<第2日目>

	事 項	時間	備 考
9:00～	教育研究活動の現場や各種施設等の整備状況の確認	120分	必要に応じて実施
11:00～	訪問調査ミーティング③	60分	
12:00～	昼食・休憩	60分	
13:00～	評価結果の取りまとめ	90分	

3 評価結果（原案）の作成

各チームは、前述の書面調査及び訪問調査の結果に基づいて、現況分析部会から提出された「教育の現況分析結果（原案）」や「研究の現況分析結果（原案）」を参照しながら、分析結果について審議・検討した上で評価結果（原案）を作成します。この評価結果（原案）は、評価委員会に提出されます。評価結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりです。

(1) 評価結果（原案）

評価結果（原案）は、後述する「中期目標（大項目）ごとの評価」に基づき、「教育に関する目標」と「研究に関する目標」等、それぞれの目標（大項目）ごとに下記の評価区分により段階式で評価結果を示すとともに、その結果を導いた理由を記述します。その際、前述（第2部第3章第1節）の学部・研究科等現況分析部会の分析結果（原案）を参考に、教育・研究水準に関する国立大学法人等全体での特徴等について指摘します。

また、後述（(2) 中期目標（中項目）ごとの評価）するそれぞれの目標（中項目）ごとの評価結果に加え、対象国立大学法人等の特性に配慮しつつ、優れた点や改善を要する点、特色ある点を指摘します。先進的・意欲的であると判断される取組については、結果的に目標が十分には達成されていない場合でも、総合的に判断の上、特記します。

大項目の段階判定の区分表（中項目と共通）

判断を示す記述	判断の際の考え方
目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目標の達成状況が優れている	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が優れていると判断される場合
目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が良好であると判断される場合
目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の状況からみて、目標の達成状況が不十分であると判断される場合
重大な改善が望まれる事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

(2) 中期目標（中項目）ごとの評価

各チームは、書面調査及び訪問調査を経て検討・整理した分析結果に基づき、「中期目標（中項目）ごとの評価」を判断します。「中期目標（中項目）ごとの評価」は、上記(1)の「段階判定の区分表」により段階式で示します。

第3節 国立大学教育研究評価委員会の作業

- (1) 達成状況判定会議から提出された評価結果（原案）は、評価委員会での審議を経て評価結果（案）として決定します。評価委員会は、この評価結果（案）を対象国立大学法人等に通知します。
- (2) 対象国立大学法人等は、機構から通知された評価結果（案）に対して、実績報告書の内容又は根拠資料・データに対する事実誤認等が評価結果に影響を及ぼしていると判断する場合に、意見の申立てを行います。
- (3) 評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において、再度、審議を行った上で、評価結果を確定します。審議に当たっては、必要に応じて、評価委員会の下に審査会を設け、当該国立大学法人等の評価を担当した部会等の意見を聴取します。
- (4) 評価委員会が作成する評価報告書は次のとおりです。（別紙「評価報告書のイメージ」28～31頁参照）
 - ①中期目標の達成状況に関する評価結果
 - ・達成状況の段階判定結果、判断理由、優れた点等の特記
 - ・②で示す学部・研究科等の現況分析結果を踏まえた国立大学法人等の全体としての主要な傾向や重要な特徴の記述
 - ②上記の評価結果の資料として
 - ・学部・研究科等の教育に関する現況分析結果
 - ・学部・研究科等の研究に関する現況分析結果
 - ③意見の申立ての内容及び評価委員会の判断（意見の申立てがあった場合のみ）

評価報告書のイメージ

中期目標の達成状況に関する評価結果

〇〇大学

平成20年〇月

大学評価・学位授与機構

〇〇大学

I 教育に関する目標

1. 達成状況の評価結果

目標の達成状況が良好である。

2. 評価結果の判断理由

.....

.....。

.....

.....。

(教育・研究水準に関する国立大学法人等全体での特徴、注目すべき質の向上が見られたものの指摘を含む)

3. 中期目標ごとの評価

(1) 教育の成果に関する目標

目標の達成状況が良好である。

(2) 教育内容等に関する目標

目標の達成状況が良好である。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

目標の達成状況が良好である。

(4) 学生への支援に関する目標

目標の達成状況が良好である。

4. 優れた点、改善を要する点、特色ある点

(優れた点).....

(改善を要する点).....

(特色ある点).....

-1-

〇〇大学

II 研究に関する目標

1. 達成状況の評価結果

目標の達成状況が良好である。

2. 評価結果の判断理由

.....

.....。

.....

.....。

(教育・研究水準に関する国立大学法人等全体での特徴、注目すべき質の向上が見られたものの指摘を含む)

3. 中期目標ごとの評価

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

目標の達成状況が良好である。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

目標の達成状況が良好である。

4. 優れた点、改善を要する点、特色ある点

(優れた点).....

(改善を要する点).....

(特色ある点).....

-2-

〇〇大学

III 社会との連携、国際交流等に関する目標

1. 達成状況の評価結果

目標の達成状況が良好である。

2. 評価結果の判断理由

.....

.....。

.....

.....。

(教育・研究水準に関する国立大学法人等全体での特徴、注目すべき質の向上が見られたものの指摘を含む)

3. 中期目標ごとの評価

社会との連携、国際交流等に関する目標

目標の達成状況が良好である。

4. 優れた点、改善を要する点、特色ある点

(優れた点).....

(改善を要する点).....

(特色ある点).....

-3-

〇〇大学〇〇学部

II 質の向上度

1. 質の向上度

相応に改善・向上している。

2. 注目すべき質の向上

.....
.....。
.....。
.....。

-教育1-3-

△△学部

I 教育水準2-2

II 質の向上度2-3

-教育2-1-

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1. 〇〇学部 1-1

2. △△学部 2-1

3. □□研究科 3-1

4. ◇◇研究科 4-1

5. ◎◎研究所 5-1

.....

2 研究に関する目標（大項目）

(1) 中項目1「.....」の達成状況分析

①小項目の分析

○小項目1「.....」の分析

a) 関連する中期計画の分析

●「.....」に係る状況

.....

(資料・データ番号)

資料データの内容

(出典)

●「.....」に係る状況

.....

b) 「小項目1」の達成状況

(達成状況の判断)

(判断理由)

○小項目2「.....」の分析

.....

②中項目1の達成状況

(達成状況の判断)

(判断理由)

③優れた点及び改善を要する点等

(優れた点)

(改善を要する点)

(特色ある点)

(2) 中項目2「.....」の達成状況分析

3 社会との連携、国際交流等に関する目標（大項目）

(1) 中項目1「.....」の達成状況分析

①小項目の分析

○小項目1「.....」の分析

a) 関連する中期計画の分析

●「.....」に係る状況

.....

(資料・データ番号)

資料データの内容

(出典)

●「.....」に係る状況

.....

b) 「小項目1」の達成状況

(達成状況の判断)

(判断理由)

○小項目2「.....」の分析

.....

②中項目1の達成状況

(達成状況の判断)

(判断理由)

③優れた点及び改善を要する点等

(優れた点)

(改善を要する点)

(特色ある点)

学部・研究科等の現況調査表

教 育

平成20年〇月

〇〇大学

目 次

1. 〇〇学部	1-1
2. △△学部	2-1
3. □□研究科	3-1
4. ◇◇研究科	4-1

・
・
・
・
・
・
・

〇〇大学〇〇学部

1. 〇〇学部

- I 〇〇学部の教育目的と特徴 1-2
- II 分析項目ごとの水準の判断 1-3
 - 分析項目I 教育の実施体制 1-3
 - 分析項目II 教育内容 1-〇
 - 分析項目III 教育方法 1-〇
 - 分析項目IV 学業の成果 1-〇
 - 分析項目V 進路・就職の状況 1-〇
- III 質の向上度の判断 1-〇

-1-1-

〇〇大学〇〇学部

I 〇〇学部の教育目的と特徴

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- ・
- ・
- ・
- ・

-1-2-

〇〇大学〇〇学部 分析項目Ⅰ.Ⅱ

Ⅱ 分析項目ごとの水準の判断

分析項目Ⅰ 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点到係る状況)

(資料・データ番号)

資料データの内容

(出典)

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点到係る状況)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)

(判断理由)

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点到係る状況)

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点到係る状況)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)

(判断理由)

-1-3-

〇〇大学〇〇学部

Ⅲ 質の向上度の判断

① 事例1「・・・」(分析項目○)

(質の向上があったと判断する取組)

② 事例2「・・・」(分析項目○)

(質の向上があったと判断する取組)

③ 事例3「・・・」(分析項目○)

(質の向上があったと判断する取組)

・

・

・

・

・

-1-〇-

〇〇大学△△学部

2. △△学部

Ⅰ	△△学部の教育目的と特徴	・・・2-2
Ⅱ	分析項目ごとの水準の判断	・・・2-3
	分析項目Ⅰ 教育の実施体制	・・・2-3
	分析項目Ⅱ 教育内容	・・・2-〇
	分析項目Ⅲ 教育方法	・・・2-〇
	分析項目Ⅳ 学業の成果	・・・2-〇
	分析項目Ⅴ 進路・就職の状況	・・・2-〇
Ⅲ	質の向上度の判断	・・・2-〇

-2-1-

・・・・・・・・・・・・・・・・

学部・研究科等の現況調査表

研 究

平成20年〇月

〇〇大学

目 次

1. 〇〇学部	1-1
2. △△学部	2-1
3. □□研究科	3-1
4. ◇◇研究科	4-1
5. ◎◎研究所	5-1

・
・
・
・
・
・
・

〇〇大学〇〇学部

1. 〇〇学部

- I 〇〇学部の研究目的と特徴 1-2
- II 分析項目ごとの水準の判断 1-3
 - 分析項目I 研究活動の状況 1-3
 - 分析項目II 研究成果の状況 1-〇
- III 質の向上度の判断 1-〇

-1-1-

〇〇大学〇〇学部

I 〇〇学部の研究目的と特徴

- 1
 - 2
 - 3
 - 4
 - 5
 - 6
- ・
・
・
・
・

-1-2-

